

綾瀬市社会体育関係団体スポーツ振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツの振興と団体の育成強化を図ることを目的として、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助対象は、綾瀬市社会体育関係団体（以下「団体」という。）が実施する次の事業とする。

- (1) スポーツ大会
- (2) スポーツ教室
- (3) その他スポーツの振興に寄与する事業

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、前条に規定する事業に係る経費で次のものを除く。

- (1) 親睦及び慰労に要する経費
- (2) 慶弔及び交際に要する経費

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、別表の団体とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、予算の範囲内で市長が決定する。

(補助金の申請)

第6条 規則第4条第1項の規定による補助金等交付申請書の提出期日は9月末日までとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期日は、交付決定通知を受けた日から起算して15日以内とする。

(実績報告)

第8条 規則第12条第1項の規定による補助事業等実績報告書の提出期日は、事業完了の日から起算して60日以内とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 綾瀬市社会体育関係団体スポーツ振興補助金交付要綱(昭和54年4月1日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月23日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

綾瀬市スポーツ協会
綾瀬市スポーツ少年団
綾瀬市学童野球連盟
綾瀬市家庭婦人バレーボール連盟
綾瀬市家庭婦人ソフトボール連盟
綾瀬市レディース卓球連盟
綾瀬リトルリーグ・リトルシニア野球協会
綾瀬ボーイズ野球協会
綾瀬市スポーツ協会への加盟を目的として活動する団体で、3年以内に加盟が見込まれる団体と市長が認めたもの